

平成 30 年 8 月 20 日

東京都福祉保健局医療政策部長  
矢 沢 知 子 様

一般社団法人 日本専門医機構  
理事長 寺 本 民 生



## 平成 31 年度の専攻医採用者数について（回答）

常日頃より、本機構の専門医制度の運営等につきまして、ご支援・ご協力いただきまして誠にありがとうございます。

去る平成 30 年 8 月 9 日付で頂戴いたしました、標記の件につきまして回答いたします。

よろしくお願い申し上げます。

## 記

1. 専門医の質の向上という本来の制度の目的に鑑み、症例が豊富で研修の体制も整った都市部の基幹施設の専攻医数を削減することの必要性とその影響について

（回答）日本専門医機構の最も重要な役割は、国民から信頼される専門医を養成することであると任じております。そして、このような専門医を養成することにより、国民の受療行動に資することが重要な目的であると考えております。東京都におかれましては、ご指摘のように豊富な医療資源を糧にした充実した専門研修が可能であり、有能な専門医養成にご尽力いただき、かつ地方への医師供給体制にもご尽力いただいていることは十分承知しており、感謝申し上げます。

一方で、我が国の地域医療では、医師不足に悩む地域があることも事実です。本機構としては、今まで以上に地域偏在を助長してはならないということも念頭に置きつつ、専攻医の定員配置を考慮して参りました。

しかしながら、ご承知の通り、「今後の医師養成の在り方と地域医療に関する検討会（以下、検討会）」等のご意見では、東京都の 1、824 人という専攻医採用数につきましては、更なる調整が必要であると指摘されており、本機構とし

ましても、一定の調整は必要と考えております。

2. 平成31年度の専攻医の採用数を今年度の採用実績から5%減とする数値の根拠について

(回答) 本年度の採用実績数からの5%減とする案につきましては、厚生労働省の三師調査の結果などからでございます。本機構としては、5%を目途とし、該当基本領域学会および該当委員会で検討を行っているところでございます。

3. 改正医師法における一般社団法人日本専門医機構による専攻医定員削減の根拠について

(回答) 直接的には、改正医師法にもとづく削減ではございません。今年4月からスタートいたしました新専門医制度での東京の専攻医採用数につきましては、ご承知のことと存じますが、先の国の検討会等でも東京に集中したというようご指摘もございました。本機構といたしましても、専門医を広い地域で養成していくといった本来の目的にも鑑み、このようなご指摘を重く受け止めており、何かしらの対応が必須と考えているところです。確かに医療法・医師法の改正につきましては、「日本専門医機構等は、医師の研修に関する計画が医療提供体制に重大な影響を与える場合には、あらかじめ都道府県知事の意見を聴いた厚生労働省大臣の意見を聴かなければならない」とあります。今後、国の「専門医部会」で新専門医制度についてのシーリングなども検討されると伺っております。

以上、本機構の置かれております状況をご理解いただき、新専門医制度が若い医師たちにとって、夢のある有意義な研修制度に育ち、我が国の医療水準の向上を目指して、東京都におかれましても、ますますのご支援を賜りますことを、切にお願い申しあげる次第です。